

身体的拘束等の最小化のための指針

2026 年度 改訂版

医療法人賛健会 城内病院

1. 病院における身体的拘束等の最小化に関する基本的考え方

身体的拘束は、患者の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものです。

当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、「緊急・やむを得ない場合」を除き身体的拘束を行いません。また、不適切な身体的拘束を排除し拘束を最小化しようとする組織風土の醸成に病院全体で努めます。

2. 身体的拘束等の最小化のための体制

身体的拘束の最小化のために、身体的拘束最小化チームを設置します。

(1) 身体的拘束最小化チームの構成員

院長（委員長）、事務長、看護総師長、病棟看護師長、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、医療安全責任者、リハビリテーションスタッフ、その他関係職員

(2) 身体的拘束最小化チームの業務

- ① 身体的拘束等の実施状況の把握と改善検討
- ② 用具の一元管理が行われると共に、定期的な病棟巡回を行い、拘束されている患者の解除や代替案の導入を検討する
- ③ 身体的拘束適正化のための指針を定期的に見直し、全職員へ周知活用する
- ④ 職員に対し、本指針に基づく研修を継続的に実施する

3.身体的拘束廃止に向けての基本指針

(1) 身体的拘束の定義

医療サービスの提供にあたり、患者の身体を拘束しその行動を抑制する行為とします。

具体的な行為を下に示します。

- ① 徘徊しないように、車いす、ベッドに四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、安全ベルトをつける。
- ⑦ 脱衣やオムツはずしを制限するために、つなぎ服を着せる。
- ⑧ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に四肢をひも等で縛る。
- ⑨ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(2) 鎮静を目的とした薬物の適性使用

抑制帯などの物理的な拘束のみならず、薬剤によって患者の行動を過度に抑制することを防ぐため、鎮静目的で薬剤を使用する際の適切な判断基準や手順を遵守します。

(3) 身体的拘束以外の「行動制限」の最小化

直接的な身体的拘束には該当しないものの、患者の自由な行動を制限するあらゆる行為について、その必要性を厳格に評価し、最小化を図ります。

(4) 緊急やむを得ない場合の「3要素」切迫性、非代替性、一時性の全てを満たす場合に限り、説明と同意を得て最小限の範囲で実施します。

①切迫性：患者又は他の患者の生命又は身体を危険にさらさないこと。

②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外には代替法がないこと。

③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

4. 身体的拘束を実施する場合の記録と評価

身体的拘束を行う場合には、以下の事項を詳細に診療録等に記録します。

①実施の態様（方法）および時間

②患者の心身の状況

③緊急やむを得ない理由

5. 職員教育（研修）に関する方針

全職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を年2回以上定期的に実施します。

研修内容には以下の事項を含めます。

- ①身体的拘束の代替手段に関する具体的内容
- ②患者の尊厳保持の重要性
- ③本指針（薬物の適性使用や行動制限の最小化を含む）の周知

5.指針の閲覧

本指針は院内に掲示するとともに、全職員、患者・家族等がいつでも閲覧できるよう当院のホームページに掲載します。

令和6年6月1日 作成

令和7年1月1日 改訂

令和7年7月1日 改訂

令和8年6月1日 改訂